

○ 鳥取大学大学院連合農学研究科ティーチング・アシスタント 取扱要領

〔 平成10年 1月12日 〕
〔 第100回代議委員会 〕

1. 趣旨

この要領は、鳥取大学大学院連合農学研究科（以下「本研究科」という。）の構成大学において採用するティーチング・アシスタント（以下「TA」という。）について必要な基本的事項を定めるものとする。

2. 目的

本研究科の優秀な学生に対し、教育的配慮の下に教育補助業務を行わせ、学部及び大学院修士課程教育におけるきめ細かい指導の実現や学生が将来教員・研究者になるためのトレーニングの機会提供を図るとともに、これに対する手当で支給により、学生の処遇改善の一助とすることを目的とする。

3. 資格

将来、教員・研究者となる意欲と優れた能力を有する本研究科に在籍する学生で主指導教員が特に優秀な学生と認めた者とする。

ただし、国費留学生及び社会人学生については、運営費交付金以外で予算措置をされた事業において、連合農学研究科長が特に必要と認めた者に限る。

4. 職務内容

TAは、主指導教員の指示を受けて、授業担当教員による継続的かつ適切な指導助言のもとに、学部学生及び大学院修士課程の学生に対し、教育的効果を高めるため、実験、実習、演習等の教育補助業務にあたる。

なお、その際には、シラバスに記載された当該科目の授業内容等を明確にするものとする。

5. 選考

TA候補者の選考は、授業担当教員が所属する各構成大学の当該学部長の推薦を受け、研究科長が行うものとする。

6. 任用・給与等

(1) TAの任用及び給与の支給は、各構成大学で行うものとする。

(2) 任期は当該年度限りとする。

(3) 主指導教員及び授業担当教員は、事前に当該業務に関する適切なオリエンテーション（TA制度の趣旨、業務内容）を行うとともに、TA等からの意見聴取並びに継続的かつ適切な指導・助言を行うものとする。

(4) 採用にあたっては、当該学生の研究指導、授業等に支障が生じないように配慮するものとする。

7. 実績報告

授業担当教員は、研究補助業務が終了した時は、速やかに所定の実績報告書を研究科長に提出するものとする。

8. その他

この要領に定めるもののほか、TAの取り扱いに関し必要な事項は研究科長が定める。

附 則

この取扱要領は、平成10年1月12日から施行する。

附 則

この取扱要領は、平成18年3月15日から施行する。

附 則

この取扱要領は、平成26年11月10日から施行する。

○ 鳥取大学大学院連合農学研究科リサーチ・アシスタント取扱要領

〔平成10年1月12日〕
〔第100回代議委員会〕

1. 趣旨

この要領は、鳥取大学大学院連合農学研究科（以下「本研究科」という。）の構成大学において採用するリサーチ・アシスタント（以下「RA」という。）について必要な基本的事項を定めるものとする。

2. 目的

本研究科の構成大学における学術研究の一層の推進に資する研究支援体制の充実・強化並びに若手研究者の養成・確保を促進するため、本研究科の構成大学が行う研究プロジェクト等に、本研究科の優れた学生を研究補助者として参画させ、研究活動の効果的推進、研究体制の充実及び若手研究者としての研究遂行能力の育成を図ることを目的とする。

3. 対象研究プロジェクト等

本研究科の構成大学が行う研究プロジェクト等は、本研究科の研究科教員が研究代表者となり、かつ研究科教員がRA受入教員として継続的に適切な指導・助言が行えるものとする。

4. 資格

将来、研究者となる意欲と優れた能力を有する本研究科に在籍する学生で、RAとして採用された場合に、研究プロジェクト等研究活動に必要な補助業務を行える専門的な資質及び能力を備えていると主指導教員が認めた者とする。

ただし、国費留学生及び社会人学生は除くものとする。

5. 職務内容

RAは、本研究科の構成大学が行う研究プロジェクト等を効果的に推進するため、研究補助者として従事し、当該研究活動に必要な補助業務（以下「研究補助業務」という。）を行う。

6. 選考

RA候補者の選考は、RA受入教員が所属する各構成大学の当該学部長の推薦を受け、研究科長が行うものとする。

7. 任用・給与等

(1) RAの任用及び給与の支給は、各構成大学で行うものとする。

(2) 任期は当該年度限りとする。

(3) RA受入教員は、事前に当該業務に関する適切なオリエンテーション（制度の趣旨、業務内容）を行うとともに、RAからの意見聴取並びに継続的かつ適切な指導・助言を行うものとする。

8. 実績報告

RA受入教員は、研究補助業務が終了した時は、速やかに所定の実績報告書を研究科長に提出

するものとする。

9. その他

この要項に定めるもののほか、RAの取扱いに関し必要な事項は研究科長が定める。

附 則

この取扱要領は、平成10年1月12日から施行する。